

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
	<p>第1編 総則</p> <p>第2編 災害予防 第1章～第3章（略） 第4章 建築物等の安全化 第1節 交通・ライフライン関係施設対策</p> <p>第2節 文化財保護対策 第3節 防災建造物整備対策</p> <p>第5章～第7章（略） 第8章 避難者・要配慮者対策 第1節 避難場所の確保 第2節 避難所の整備 第3節 避難道路の確保と交通規制計画 第4節 避難に関する広報 第5節 市等の避難計画 第6節 要配慮者の安全対策 第7節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>第9章 広域応援体制の整備 第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第11章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第2章 通信の運用 第1節 通信手段の確保 第2節 放送の依頼 第3節 通信施設の応急措置 第4節 郵便業務の応急措置 （追加）</p> <p>第3章 情報の収集・伝達・広報 第1節 気象警報等の伝達 第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第3節 広報</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第5章 救出・救助対策 第1節（略） 第2節 防災ヘリコプターの活用</p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策 第1節 地域安全対策 第2節 交通対策 第3節、第4節（略）</p> <p>第8章 水害防除対策 第9章 避難者・帰宅困難者対策 第1節 避難の勧告・指示 第2節 避難所の開設 第3節 要配慮者支援対策</p> <p>第10章～第13章（略） 第14章 ライフライン施設の応急対策 第1節 電力施設対策 第2節 ガス施設対策 第3節 上水道施設対策 第4節 下水道施設対策 （追加）</p> <p>第15章～第23章（略） 第24章 住宅対策 第1節 被災宅地の応急危険度判定 第2節 被災住宅等の調査 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居 第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>第25章 文教災害対策 第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置 第2節～第4節（略）</p> <p>第4編 災害復旧</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2編 災害予防 第1章～第3章（略） 第4章 建築物等の安全化 第1節 交通関係施設対策 第2節 ライフライン関係施設対策 第3節 文化財保護対策 第4節 防災建造物整備対策</p> <p>第5章～第7章（略） 第8章 避難行動の促進対策 第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 第2節 避難場所及び避難路の選定 第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成 第4節 避難誘導等に係る計画の策定 第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備 第2節 要配慮者支援対策 第3節 帰宅困難者対策</p> <p>第10章 広域応援体制の整備 第11章 防災訓練及び防災意識の向上 第12章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） （削除）</p> <p>第2章 避難行動 第1節 気象警報等の伝達 第2節 避難の勧告・指示 第3節 住民等の避難誘導</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 第2節 通信手段の確保 第3節 広報</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第5章 救出・救助対策 第1節（略） 第2節 航空機の活用</p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第7章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策 第1節 地域安全対策 第2節 道路交通規制等 第3節、第4節（略）</p> <p>第8章 水害防除対策 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 （削除） 第1節 避難所の開設・運営 第2節 要配慮者支援対策 第3節 帰宅困難者対策</p> <p>第10章～第13章（略） 第14章 ライフライン施設等の応急対策 第1節 電力施設対策 第2節 ガス施設対策 第3節 上水道施設対策 第4節 下水道施設対策 第5節 通信施設の応急措置 第6節 郵便業務の応急措置</p> <p>第15章～第23章（略） 第24章 住宅対策 第1節 被災宅地の危険度判定 第2節 被災住宅等の調査 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 第5節 住宅の応急修理 第6節 障害物の除去</p> <p>第25章 学校における対策 第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 第2節～第4節（略）</p> <p>第4編 災害復旧</p>

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－ （略）</p> <p>（追加）</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－ （略）</p> <p>2 他の計画との関係</p> <p><u>この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものである。</u></p>
2	<p>第4節 災害の想定</p> <p>この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。</p> <p>（追加）</p> <p>この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。</p> <p><u>（1）台風による災害</u></p> <p><u>（2）集中豪雨等異常気象による災害</u></p> <p><u>（3）大規模な火災</u></p> <p><u>（4）危険物の爆発等による災害</u></p> <p><u>（5）可燃性ガスの拡散</u></p> <p><u>（6）有毒性ガスの拡散</u></p> <p><u>（7）航空機事故による災害</u></p> <p><u>（8）その他の特殊災害</u></p> <p>（追加）</p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定公共機関</p> <p>（追加）</p> <p><u>（1）日本郵便株式会社</u></p> <p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p> <p>（追加）</p> <p><u>（2）西日本電信電話株式会社</u></p> <p><u>ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p><u>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。</u></p> <p><u>ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。</u></p> <p><u>エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</u></p> <p><u>オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u></p> <p><u>カ 気象等警報を市へ連絡する。</u></p> <p><u>キ 電話サービス契約約款に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</u></p> <p><u>（3）日本赤十字社</u> （略）</p> <p><u>（4）中部電力株式会社</u></p> <p><u>ア 電気供給施設の災害予防措置を講じるとともに、災害予警報が発せられた場合においても必要な応急対策を実施する。</u></p> <p><u>イ 発災後、被災状況を調査し、早期復旧を図り、需要家に対し早期供給を図る。</u></p> <p><u>ウ 電力に不足を生じた場合、電力会社との電力融通のための対策を実施する。</u></p> <p><u>エ 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。</u></p> <p><u>（5）東邦瓦斯株式会社</u> （略）</p> <p><u>（6）中日本高速道路株式会社</u> （略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>第4節 災害の想定</p> <p>この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。</p> <p><u>（1）想定した主な災害</u></p> <p>この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。</p> <p><u>ア 台風による災害</u></p> <p><u>イ 集中豪雨等異常気象による災害</u></p> <p><u>ウ 大規模な火災</u></p> <p><u>エ 危険物の爆発等による災害</u></p> <p><u>オ 可燃性ガスの拡散</u></p> <p><u>カ 有毒性ガスの拡散</u></p> <p><u>キ 航空機事故による災害</u></p> <p><u>ク その他の特殊災害</u></p> <p><u>（2）水防対策において参考とする浸水想定</u></p> <p><u>台風や集中豪雨等による洪水等による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</u></p> <p><u>ア 水防法第14条に基づき指定された浸水想定区域</u></p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定公共機関</p> <p><u>（1）日本赤十字社</u> （略）</p> <p><u>（2）日本郵便株式会社</u></p> <p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p> <p><u>オ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>（3）中部電力株式会社</u></p> <p><u>ア 電気供給施設の災害予防措置を講じるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</u></p> <p><u>イ 電力に不足を生じた場合、他電力会社との電力の融通を図る。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>ウ 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。</u></p> <p><u>（4）東邦瓦斯株式会社</u> （略）</p> <p><u>（5）中日本高速道路株式会社</u> （略）</p> <p><u>（6）西日本電信電話株式会社</u> （略）</p> <p><u>（7）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p><u>ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p><u>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</u></p> <p><u>ウ 発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。</u></p> <p><u>エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u></p> <p><u>オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</u></p>
8		

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案												
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(8) KDDI株式会社 ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</p> <p>(9) NTTドコモ株式会社 ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ウ 発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。 エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 オ 携帯電話サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。</p> <p>(10) ソフトバンクモバイル株式会社 ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 ウ 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p>												
14	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市のボランティアコーディネーター養成講座を終了したボランティアコーディネーターのうち適任者を愛知県の主催するフォローアップ研修に派遣し、コーディネートの知識、技術の向上を図る。</p> <p>また、市においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市のボランティアコーディネーター養成講座を終了したボランティアコーディネーターのうち適任者を、コーディネートの知識、技術の向上を図るため、愛知県の主催するフォローアップ講座等に派遣する。</p> <p>また、市においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>												
17	<p>第2章 水害予防対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の<u>かん養</u>、<u>生活環境の保全</u>、<u>形成</u>を図るため、<u>山地治山</u>、<u>保安林整備及び地すべり防止等</u>の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。</p> <p>○ <u>荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流・土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため</u>、国及び県と連携をとりながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、<u>人命保護の立場から</u>、<u>土砂災害危険箇所の周知</u>、<u>土砂災害警戒区域等の指定</u>、<u>警戒避難体制の確立</u>、<u>防災意識の普及等</u>の総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="153 1745 1066 1935"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策</td> <td>要配慮者 関連施設</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策	要配慮者 関連施設	(略)	<p>第2章 水害予防対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の<u>涵養等</u>を図るため、<u>復旧治山事業等</u>の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。</p> <p>○ <u>集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため</u>、国及び県と連携をとりながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、<u>土砂災害危険箇所の周知</u>、<u>土砂災害警戒区域等の指定</u>、<u>防災意識の普及等</u>の総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1089 1733 2003 1929"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td> <td>要配慮者 利用施設</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	要配慮者 利用施設	(略)
区分	機関名	主な措置												
第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策	要配慮者 関連施設	(略)												
区分	機関名	主な措置												
第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	要配慮者 利用施設	(略)												
18	<p>第1節 総合治山対策</p> <p>1 中部森林管理局及び県における措置</p> <p>(3) 保安林整備事業</p> <p>地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林及び生活環境を保全すべき保安林を整備して、<u>水源かん養及び土砂流出、崩壊等の防災機能の高度発揮</u>を図る。</p> <p>(4) 地域防災対策総合治山事業</p> <p>荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害を未然に防止し、<u>生活環境基盤の整備に資するため</u>、緊急かつ総合的に<u>事業を実施</u>する。</p> <p>第2節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p>山地災害危険地区等土砂災害の危険箇所に所在する、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者（以下、「要配慮者」という。）<u>関連施設の調査結果に基づき</u>、<u>山地災害危険地区等土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し</u>、県と協力してその旨を周知する。</p> <p>(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。</p> <p>また、<u>個別の危険箇所、避難場所及び災害の前兆現象等を記載した「土砂災害危険箇所・危険区域図」を作成し、市町村及び施設管理者に配布して防災知識の普及を図る。</u></p> <p>3 要配慮関連施設における措置</p> <p>第2編第8章第6節(2)「社会福祉施設等における対策」による。</p>	<p>第1節 総合治山対策</p> <p>1 中部森林管理局及び県における措置</p> <p>(3) 保安林整備事業</p> <p>地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林及び生活環境を保全すべき保安林を整備して、<u>水源涵養及び土砂流出、崩壊等の防災機能の高度発揮</u>を図る。</p> <p>(4) 地域防災対策総合治山事業</p> <p>荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害を未然に防止し、<u>生活環境基盤の整備に資するため</u>、緊急かつ総合的に<u>山地災害対策を実施</u>する。</p> <p>第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 施設管理者等に対する情報の提供</p> <p>山地災害危険地区等土砂災害の危険箇所に所在する、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者（以下、「要配慮者」という。）<u>利用施設の管理者、防災責任者に対し</u>、県と協力してその旨を周知する。</p> <p>(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>3 要配慮利用施設における措置</p> <p>第2編第9章第2節(2)「社会福祉施設等における対策」による。</p>												

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
19	<p>第3節 砂防対策</p> <p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>(1) 砂防事業 <u>荒廃した林野及び山地の植林を行うほか、土砂流出防止のための砂防えん堤の築造及び侵食による土砂流出防止のための流路工の整備を行い、災害の未然防止を図る。また、丘陵地の開発に伴う砂防指定地域内の行為に対する規制及び管理を強化する。</u></p> <p>(2) 急傾斜地崩壊防止事業 集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上、こう配30度以上、がけの高さ5m以上又は避難場所等に被害の恐れがある箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう県に対し働きかける。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地すべり対策事業 第三紀層、破碎帯等特殊な地質のところ、土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化区域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は、鉄道、道路もしくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に早期に指定されるよう県に働きかけ、地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を実施する。</p> <p>(4) 総合土砂災害対策 近年の、土石流、崖崩れ災害等の頻発に鑑み、<u>人命保護の立場から、上記の防災施設を整備するほか、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、土地利用の誘導、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>大規模な土砂災害が急迫した場合は、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知することにより、市の警戒避難体制を支援する。</p>	<p>第3節 砂防対策</p> <p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>(1) 砂防事業 <u>集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防えん堤工や溪流の侵食による土砂流出を防ぎ、河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地域内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。</u></p> <p>(2) 急傾斜地崩壊防止事業 集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上、こう配30度以上、がけの高さ5m以上又は避難場所等に被害の恐れがある箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう県に対し働きかける。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地すべり対策事業 土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化区域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は、鉄道、道路もしくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に早期に指定されるよう県に働きかけ、地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を実施する。</p> <p>(4) 総合土砂災害対策 近年の土石流、崖崩れ災害等の頻発に鑑み、上記の防災施設を整備するほか、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立に関する必要な支援、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>大規模な土砂災害が急迫した場合は、<u>さらに同法に基づき、</u>中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知することにより、市の警戒避難体制を支援する。</p>
20	<p>第4節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>(2) 河川改修 市内の一級河川、準用河川及び普通河川について緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸、<u>しゅんせつ、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を促進する。</u></p> <p>(3) 総合治水対策 <u>近年における都市化の進展とこれに伴う流域内の開発等に伴う、治水安全度の低下の著しい河川について、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生のおそれのある地域での安全な土地利用の誘導等の措置と併せて、治水施設の整備を積極的に推進することにより災害の防止と軽減を図るため、特に対策の急がれる河川を対象にした総合的な治水対策の推進を図るものである。</u></p> <p>(4) 河川情報の提供 <u>水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位のデータや河川監視カメラの画像を市水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。また、市が公表する洪水ハザードマップの作成を支援するための想定浸水情報の提供を実施し、さらに地域防災力の強化、防災意識の高い人材の育成を目指した地域協働型の新しいソフト対策「みずから守るプログラム（手づくりハザードマップ作成支援、大雨行動訓練実施支援など）をNPOと連携を図り実施する。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>第4節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県及び市における措置</p> <p>(2) 河川改修 市内の一級河川、準用河川及び普通河川について緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸、<u>浚渫、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を促進する。</u></p> <p>(3) 総合治水対策 <u>新川流域、境川流域などについては、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保に努める。</u> なお、東海豪雨などを契機に、平成18年に新川流域を、平成24年に境川流域を特定都市河川流域に指定している。</p> <p>(4) 河川情報の提供等 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、市のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。 また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。 さらに県は、行政と地域住民のコミュニケーションを重視しながら共に水害に立ち向かう地域協働型の新しい取組である「みずから守るプログラム」を展開する。具体的には、手づくりハザードマップ作成支援や大雨行動訓練実施支援などをNPOと連携して実施する。</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 浸水想定区域</p> <p>①庄内川水系新川（大山川）浸水想定区域 対象地域：多気南町、多気西町、南外山、春日寺一丁目 ア 洪水予報等の伝達方法 広報車による広報、ホームページ、SNSを利用した情報発信、防災情報メール、エリアメール等を使用して伝達を行う。 イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 市が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適切に行い、事前の避難を呼びかける。 ウ 浸水想定区域内に水防法第15条第1項第4号に掲げる施設は、この浸水想定区域内にはない。</p> <p>②庄内川水系庄内川浸水想定区域 対象地域：多気南町、多気中町、多気西町 ①と一部重複または隣接する地区のため、①と同様に取り扱う。</p> <p>(2) 小牧市防災ガイドブック（仮）の配布 市は、平成27年度に作成する小牧市防災ガイドブック（仮）において市民に対して適切な情報提供を行うとともに、風水害に対する防災意識啓発を行う。</p>

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																											
22	<p>第3章 事故・火災等予防対策 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 道路災害対策</td> <td>県、警察、市（消防機関）</td> <td>3(1) 救急救助用資機材の整備（追加）</td> </tr> <tr> <td>第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策</td> <td>(略)</td> <td>1 放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備（追加） (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 道路災害対策	県、警察、市（消防機関）	3(1) 救急救助用資機材の整備（追加）	第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策	(略)	1 放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備（追加） (追加)	<p>第3章 事故・火災等予防対策 ■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 道路災害対策</td> <td>県、警察、市（消防機関）</td> <td>3(1) 救急救助用資機材の整備 3(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備</td> </tr> <tr> <td>第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策</td> <td>(略)</td> <td>1 放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備 4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保 5 災害に関する知識の習得及び訓練等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 道路災害対策	県、警察、市（消防機関）	3(1) 救急救助用資機材の整備 3(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備	第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策	(略)	1 放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備 4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保 5 災害に関する知識の習得及び訓練等									
区分	機関名	主な措置																											
第3節 道路災害対策	県、警察、市（消防機関）	3(1) 救急救助用資機材の整備（追加）																											
第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策	(略)	1 放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備（追加） (追加)																											
区分	機関名	主な措置																											
第3節 道路災害対策	県、警察、市（消防機関）	3(1) 救急救助用資機材の整備 3(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備																											
第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策	(略)	1 放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備 4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保 5 災害に関する知識の習得及び訓練等																											
24	<p>第3節 道路災害対策 3 県、警察及び市（消防機関）における措置 (1) 実践的な訓練の実施 救急救助用資機材の整備 県、小牧警察署及び市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。 (追加)</p>	<p>第3節 道路災害対策 3 県、警察及び市（消防機関）における措置 (1) 救急救助用資機材の整備 県、小牧警察署及び市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報伝達体制の整備を図る。</p>																											
27	<p>第7節 林野火災対策 1 中部森林管理局、県、市及び森林組合における措置 (1) 林野火災予防思想の普及、啓発 市民の林野に対する愛護精神の高揚及び火災予防思想の普及啓発に努める。特に林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起するとともに、喫煙所及び吸い殻入れを設置する。なお、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等を利用して市民に対し強く防災思想の普及、啓蒙を行い、林野巡視を強化する。</p>	<p>第7節 林野火災対策 1 中部森林管理局、県、市及び森林組合における措置 (1) 林野火災予防思想の普及、啓発 市民の林野に対する愛護精神の高揚及び火災予防思想の普及啓発に努める。特に林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。なお、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等を利用して市民に対し強く防災思想の普及、啓蒙を行い、林野巡視を強化する。</p>																											
28	<p>第8節 地階等の保安対策 4 小牧警察署 (1) 査察の強化 消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。</p>	<p>第8節 地階等の保安対策 4 小牧警察署 (1) 情報収集・連絡体制等の整備 消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。</p>																											
29	<p>第4章 建築物等の安全化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 交通・ライフライン関係関係施設対策</td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 文化財保護対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 防災建造物整備対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 交通・ライフライン関係関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第2節 文化財保護対策	(略)	(略)	第3節 防災建造物整備対策	(略)	(略)	<p>第4章 建築物等の安全化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 交通関係施設対策</td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 ライフライン関係施設対策</td> <td>施設管理者等</td> <td>1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置</td> </tr> <tr> <td>第3節 文化財保護対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災建造物整備対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 交通関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置	第3節 文化財保護対策	(略)	(略)	第4節 防災建造物整備対策	(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																											
第1節 交通・ライフライン関係関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置																											
第2節 文化財保護対策	(略)	(略)																											
第3節 防災建造物整備対策	(略)	(略)																											
区分	機関名	主な措置																											
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置																											
第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置																											
第3節 文化財保護対策	(略)	(略)																											
第4節 防災建造物整備対策	(略)	(略)																											
33	<p>第1節 交通・ライフライン関係施設対策 2 道路 (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導 浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、<u>転落防止の安全性の向上を図るとともに、占有者に対して必要な指導を実施する。</u> (追加) (追加) 5 電力施設 (略) 6 ガス施設 (略) 7 通信施設 (略) 8 水道施設 (略) 9 下水道施設 (略) (追加)</p> <p>第2節 文化財保護対策</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>文化振興課（追加）</td> </tr> </table>	実施担当	文化振興課（追加）	<p>第1節 交通関係施設対策 2 道路 (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導 浸水時の転落防止のため、<u>占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。</u> 第2節 ライフライン関係施設対策</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>水道課、下水道課、関係機関</td> </tr> </table> <p>1 施設管理者における措置 <u>災害時におけるライフラインの確保を図るため、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。</u> 2 電力施設 (略) 3 ガス施設 (略) (削除) 4 上水道施設 (略) 5 下水道施設 (略) 6 通信施設 (略)</p> <p>第3節 文化財保護対策</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>文化振興課、小牧山課</td> </tr> </table>	実施担当	水道課、下水道課、関係機関	実施担当	文化振興課、小牧山課																					
実施担当	文化振興課（追加）																												
実施担当	水道課、下水道課、関係機関																												
実施担当	文化振興課、小牧山課																												

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案												
34	<p>3 災害時の対応 （追加） （1）被害状況の把握と報告 （2）事後措置の指示・伝達</p> <p>第3節 防災建築物整備対策</p> <p>第6章 地盤災害の予防 ■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 519 1060 712"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 土砂災害の防止</td> <td>市</td> <td>1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 土砂災害の防止	市	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 (追加)	<p>3 災害時の対応 <u>災害時には、次の対策を実施する。</u> （1）被害状況の把握と報告 （2）事後措置の指示・伝達</p> <p>第4節 防災建築物整備対策</p> <p>第6章 地盤災害の予防 ■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 519 2005 712"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 土砂災害の防止</td> <td>市</td> <td>1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 土砂災害の防止	市	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知
区分	機関名	主な措置												
第3節 土砂災害の防止	市	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 (追加)												
区分	機関名	主な措置												
第3節 土砂災害の防止	市	1 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知												
40	<p>第1節 土地利用の適正指導</p> <table border="1" data-bbox="178 786 1060 831"> <tr> <td>実施担当</td> <td>市政戦略課、道路課、河川課、都市政策課、農政課</td> </tr> </table> <p>第3節 土砂災害の防止 1 市における措置 （2）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 （略） （追加）</p> <p>（3）愛知県の実施する防災対策への協力</p>	実施担当	市政戦略課、道路課、河川課、都市政策課、農政課	<p>第1節 土地利用の適正指導</p> <table border="1" data-bbox="1123 786 2005 831"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書政策課、道路課、河川課、都市政策課、農政課</td> </tr> </table> <p>第3節 土砂災害の防止 1 市における措置 （2）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 （略） <u>市内にある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、別途小牧市地域防災計画附属資料に記載する。</u> <u>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u> <u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適正に伝達を行い、早めの避難を呼びかける。また土砂災害警戒情報発令時には、警戒区域近隣に居住する住民等にFAXを利用して周知を行う。</u> <u>イ 警戒区域ごとの最寄の指定避難所等</u> <u>野口大山区：リサイクルプラザ、野口会館</u> <u>本庄区：本庄保育園、本庄小学校、タウン本庄会館、小松寺団地会館、本庄会館</u> <u>池之内区：池之内会館</u> <u>避難路等については、幅員が広く土砂災害の影響を受けにくい道を選定すること。</u> <u>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u> <u>土砂災害の情報伝達から避難、避難誘導等の一連の流れについての避難訓練を適宜実施することとする。</u> <u>エ 警戒区域内の社会福祉施設</u> <u>障がい者支援施設 ハートランド小牧の杜（住所：小牧市大山岩次208-8）</u> <u>TEL：78-1911 FAX：47-1001</u> <u>オ 救助に関する事項</u> <u>災害対策本部に救助要請があった場合、必要に応じて自衛隊派遣要請、災害救助法の適用申請を行う。</u> <u>（3）小牧市防災ガイドブック（仮）の作成及び周知</u> <u>平成27年度中に小牧市防災ガイドブック（仮）を作成し、土砂災害警戒区域等に関して適切な情報提供を行う。</u> <u>（4）愛知県の実施する防災対策への協力</u></p>	実施担当	秘書政策課、道路課、河川課、都市政策課、農政課								
実施担当	市政戦略課、道路課、河川課、都市政策課、農政課													
実施担当	秘書政策課、道路課、河川課、都市政策課、農政課													
41	<p>2 愛知県における対策 【土石流危険溪流】 （略） 土石流危険溪流の主な対策は、次のとおり。 ① 標識等による住民への周知 ② 砂防工事による砂防えん堤の設置 【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】 土砂災害から、市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 （追加） 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図る。 （略）</p>	<p>2 愛知県における対策 【土石流危険溪流】 （略） 土石流危険溪流の主な対策は、次のとおり。 ① 標識等による住民への周知 ② <u>土石流を受け止める砂防えん堤の設置</u> 【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】 土砂災害から、市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。 <u>おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに公表する。</u> 土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図る。 （略）</p>												
46	<p>第8章 避難者・要配慮者対策 ■基本方針 （追加） （追加） ○ 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画</p>	<p>第8章 避難行動の促進対策 ■基本方針 <u>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u> <u>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u> ○ 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うと</p>												

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																											
50	<p>の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、市が作成している「小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</p> <p>○ 災害発生時には、避難行動要支援者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。特に、避難行動要支援者の支援については、「小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル」に沿って、平常時からその所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導体制の整備等に努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="151 1299 1066 2825"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第1節 避難場所の確保</td> <td>市</td> <td>1 (2) 広域避難場所の選定 1 (3) 避難場所標識の設置等 1 (4) 一時避難場所の選定</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難所の整備</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難道路の確保と交通規制対策</td> <td>市、警察、 避難措置の 実施者</td> <td>1 (1) 避難道路の通行確保 1 (2) 避難道路の選定</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>第4節 避難に関する広報</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及</td> </tr> <tr> <td>第5節 市等の避難計画</td> <td>市、防災上 重要施設の 管理者</td> <td>1 避難計画の作成</td> </tr> <tr> <td>第6節 要配慮者の安全対策</td> <td>市、社会福 祉施設等 管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</td> <td>県、市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(追加)	(追加)	(追加)	第1節 避難場所の確保	市	1 (2) 広域避難場所の選定 1 (3) 避難場所標識の設置等 1 (4) 一時避難場所の選定	第2節 避難所の整備	市	(略)	第3節 避難道路の確保と交通規制対策	市、警察、 避難措置の 実施者	1 (1) 避難道路の通行確保 1 (2) 避難道路の選定	(追加)	(追加)	(追加)	第4節 避難に関する広報	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及	第5節 市等の避難計画	市、防災上 重要施設の 管理者	1 避難計画の作成	第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福 祉施設等 管理者	(略)	第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	(略)	<p>ともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>(削除) ※第9章に記載</p> <p>(削除) ※第9章に記載</p> <p>(削除) ※第9章に記載</p> <p>(削除) ※第9章に記載</p> <p>(削除) ※第9章に記載</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1085 1320 2001 2825"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</td> <td>市、県</td> <td>1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難場所及び避難路の指定等</td> <td>市</td> <td>1 避難場所の指定 2 避難路の選定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td>市</td> <td>1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) 判断のための助言を求めるとの事前準備</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>判断基準の設定に係る助言</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第5節として記載</td> </tr> <tr> <td>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td>市、防災上重要施設の管理者</td> <td>1 避難計画の作成</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第9章第2節として記載</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第9章第3節として記載</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	市、県	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保	第2節 避難場所及び避難路の指定等	市	1 避難場所の指定 2 避難路の選定	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	市	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) 判断のための助言を求めるとの事前準備	県	判断基準の設定に係る助言	(削除)	(削除)	(削除) ※第5節として記載	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市、防災上重要施設の管理者	1 避難計画の作成	第5節 避難に関する意識啓発	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及	(削除)	(削除)	(削除) ※第9章第2節として記載	(削除)	(削除)	(削除) ※第9章第3節として記載
区分	機関名	主な措置																																																											
(追加)	(追加)	(追加)																																																											
第1節 避難場所の確保	市	1 (2) 広域避難場所の選定 1 (3) 避難場所標識の設置等 1 (4) 一時避難場所の選定																																																											
第2節 避難所の整備	市	(略)																																																											
第3節 避難道路の確保と交通規制対策	市、警察、 避難措置の 実施者	1 (1) 避難道路の通行確保 1 (2) 避難道路の選定																																																											
(追加)	(追加)	(追加)																																																											
第4節 避難に関する広報	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及																																																											
第5節 市等の避難計画	市、防災上 重要施設の 管理者	1 避難計画の作成																																																											
第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福 祉施設等 管理者	(略)																																																											
第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	(略)																																																											
区分	機関名	主な措置																																																											
第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	市、県	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保																																																											
第2節 避難場所及び避難路の指定等	市	1 避難場所の指定 2 避難路の選定																																																											
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	市	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定に係る助言 1 (3) 判断のための助言を求めるとの事前準備																																																											
	県	判断基準の設定に係る助言																																																											
(削除)	(削除)	(削除) ※第5節として記載																																																											
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市、防災上重要施設の管理者	1 避難計画の作成																																																											
第5節 避難に関する意識啓発	市	1 (1) 避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及																																																											
(削除)	(削除)	(削除) ※第9章第2節として記載																																																											
(削除)	(削除)	(削除) ※第9章第3節として記載																																																											

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案				
	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1092 142 1942 192"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、広報広聴課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やツイッター・フェイスブックなどのSNS、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>2 県における措置</p> <p>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。</p> <p>また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。</p>	実施担当	危機管理課、広報広聴課		
実施担当	危機管理課、広報広聴課					
46	<p>第1節 避難場所の確保</p> <table border="1" data-bbox="157 712 1039 765"> <tr> <td>実施担当</td> <td>みどり公園課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 避難場所とは</p> <p>避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。</p> <p>(追加) 災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広域避難場所の選定</p> <p>市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。</p> <p>ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。</p> <p>イ 広域避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 一時避難場所の選定</p> <p>一時避難場所の選定に当たっては以下の基準により選定し、確保しておくものとする。</p> <p>ア 学校のグラウンド、公園、緑地等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。</p> <p>イ 地域単位に臨時応急的に集団を形成することとなるので、市民の生活圏を考慮した場所とすること。</p> <p>ウ 避難民1人当たりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</p>	実施担当	みどり公園課、危機管理課	<p>第2節 避難場所及び避難路の指定等</p> <table border="1" data-bbox="1092 736 1974 786"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、関係各課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>1 避難場所の指定</p> <p>(1) 避難場所とは</p> <p>避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広域避難場所の選定</p> <p>市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。</p> <p>ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。</p> <p>イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 一時避難場所の選定</p> <p>一時避難場所の選定に当たっては以下の基準により選定し、確保しておくものとする。</p> <p>ア 学校のグラウンド、公園、緑地等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。</p> <p>イ 地域単位に臨時応急的に集団を形成することとなるので、市民の生活圏を考慮した場所とすること。</p> <p>ウ 避難者1人当たりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</p> <p>(削除) ※第9章に記載</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	実施担当	危機管理課、関係各課
実施担当	みどり公園課、危機管理課					
実施担当	危機管理課、関係各課					
48	<p>第2節 避難所の整備</p>					
49	<p>第3節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>1 市、警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p>(1) 避難道路の通行確保</p> <p>市職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。また、災害の発生に備え、愛知県警が策定した交通規制計画に則り、災害の発生に備えるものとする。</p> <p>(2) 避難道路の選定</p> <p>広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し確保しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>2 避難路の選定</p> <p>避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、且頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <table border="1" data-bbox="1092 2329 1953 2380"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>(ア) 気象予警報及び気象情報</p> <p>(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報</p> <p>ウ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）を参考にする</p> <p>こと</p>	実施担当	危機管理課		
実施担当	危機管理課					

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案				
50	<p>(追加)</p> <p>第4節 避難に関する広報</p> <p>第5節 市等の避難計画</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ<u>避難計画</u>を作成しておくものとする。</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画は、<u>次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>(ア) <u>避難収容中の秩序保持</u></p> <p>(イ) <u>避難民に対する災害情報の伝達</u></p> <p>(ウ) <u>避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底</u></p> <p>(エ) <u>避難民に対する各種相談業務</u></p> <p>カ 災害時における広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>避難場所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u></p> <p>ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>収容施設の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第4節 避難に関する広報</p> <table border="1" data-bbox="153 2101 1020 2151"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広聴課、河川課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して平素から広報活動を実施するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>ウ <u>避難収容後の心得</u></p> <p>第8章 避難者・要配慮者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市長等は、あらかじめ<u>指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自</p>	実施担当	秘書広聴課、河川課、危機管理課	<p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</p> <p>(ア) <u>河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）</u></p> <p>(イ) <u>土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等）</u></p> <p>オ <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u></p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言</p> <p><u>判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</u></p> <p>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</p> <p><u>市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p><u>県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>(削除) ※第5節「避難に関する意識啓発」として記載</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ<u>避難誘導等に係る計画</u>を作成しておくものとする。</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、<u>原則として次の事項を記載するものとする。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>(ア) <u>避難場所や避難所の秩序保持</u></p> <p>(イ) <u>避難者に対する災害情報の伝達</u></p> <p>(ウ) <u>避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</u></p> <p>(エ) <u>避難者に対する各種相談業務</u></p> <p>カ 災害時における広報</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</u></p> <p>ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、<u>他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。</u></p> <p>2 市における措置</p> <p><u>市地域防災計画で具体的に避難に関する事項を定める内容については、第2章第4節、第6章第3節に定めるところによる。</u></p> <p>3 避難行動要支援者の避難対策</p> <p>第9章第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <table border="1" data-bbox="1092 2101 1959 2151"> <tr> <td>実施担当</td> <td>広報広聴課、河川課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して平素から広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>ウ <u>避難場所、避難所滞在中の心得</u></p> <p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市長等は、あらかじめ<u>指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自</p>	実施担当	広報広聴課、河川課、危機管理課
実施担当	秘書広聴課、河川課、危機管理課					
実施担当	広報広聴課、河川課、危機管理課					
50						

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																								
46	<p>主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や（追加）、市が作成している「小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○ 県及び市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="153 676 1066 1240"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 避難所の整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第6節 要配慮者の安全対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</td> <td>県、市</td> <td>1 帰宅困難者支援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 避難所の整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備	第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)	第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	1 帰宅困難者支援体制の整備	<p>主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」、市が作成している「小牧市避難行動要支援者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○ 県及び市は、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、<u>帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある</u>。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1087 676 2001 1240"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>1 帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)	第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 帰宅困難者対策
区分	機関名	主な措置																								
第2節 避難所の整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備																								
第6節 要配慮者の安全対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)																								
第7節 帰宅困難者支援体制の整備	県、市	1 帰宅困難者支援体制の整備																								
区分	機関名	主な措置																								
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の事前指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の運営体制の整備																								
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(略)																								
第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 帰宅困難者対策																								
48	<p>第2節 避難所の整備</p> <table border="1" data-bbox="153 1314 1020 1359"> <tr> <td>実施担当</td> <td>みどり公園課、危機管理課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市は、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、<u>避難所等収容施設の整備</u>を図る。</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="153 1819 968 1932"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、<u>避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある</u>。</p> <p>エ、オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が平成9年度（平成18年12月改訂）に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえた<u>避難所運営体制の整備</u>を図るものとする。</p>	実施担当	みどり公園課、危機管理課	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <table border="1" data-bbox="1087 1314 1955 1359"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理課、関係各課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市は、平成27年3月に実施した地震被害想定調査に基づく避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、<u>避難所等の整備</u>を図る。</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める<u>規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする</u>。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1102 1819 2022 1932"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>エ、オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>避難所の破損等への備え</u></p> <p>市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テント等の備蓄等を図る。</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、各地域の実情を踏まえ、<u>避難所ごとに運営体制の整備</u>を図るものとする。</p>	実施担当	危機管理課、関係各課	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積								
実施担当	みどり公園課、危機管理課																									
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																									
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積																									
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積																									
実施担当	危機管理課、関係各課																									
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																									
2 m ² /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積																									
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積																									
51	<p>第6節 要配慮者の安全対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 外国人等に対する防災対策</p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア <u>広域避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとする</u>とともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>第7節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>1 県及び市における措置</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 外国人等に対する防災対策</p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>ア <u>避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を簡明かつ効果的なものとする</u>とともに、多言語化を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ <u>災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する</u>。</p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 市及び県における措置</p>																								

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案				
	<p>公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</p> <p>(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</p> <p>市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。</p> <p>(2) 事業者による物資の備蓄等の促進</p> <p>企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>				
55	<p>第9章 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p>	<p>第10章 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 広域応援体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</p>				
57	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県及び市等における措置</p> <p>(1) 基礎訓練</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 避難、救助訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難、その他救助の円滑な遂行を図るため水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施するものとする。</p> <p>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、高層建築物等にあつては、<u>収容者等の人命保護のため、特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県及び市等における措置</p> <p>(1) 基礎訓練</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 避難、救助訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難、その他救助の円滑な遂行を図るため水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施するものとする。</p> <p>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、高層建築物等にあつては、<u>学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p>				
59	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <table border="1" data-bbox="178 1647 1029 1736"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日分程度の家庭内備蓄を推進する。</p>	実施担当	秘書広報課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <table border="1" data-bbox="1113 1647 1963 1736"> <tr> <td>実施担当</td> <td>広報広聴課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課</td> </tr> </table> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日以上（可能な限り1週間分程度）の家庭内備蓄を推進する。</p>	実施担当	広報広聴課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課
実施担当	秘書広報課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課					
実施担当	広報広聴課、教育総務課、学校教育課、危機管理課、消防総務課					
67	<p>第11章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>第2章 通信の運用</p>	<p>第12章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第3編 災害応急対策</p> <p>(削除) ※第3章・第14章に分割して記載</p>				
74	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>■基本方針</p> <p>(追加)</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災対法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>○ 県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</p> <p>○ 各防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じて被災状況等の公聴を実施する等、その広報及び報道の内容を中心に定めるものとする。</p>	<p>第2章 避難行動</p> <p>■基本方針</p> <p>○ <u>被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土石砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。</u></p> <p>○ 災害応急対策責任者（災対法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</p> <p>○ <u>市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(削除) ※第3章に記載</p> <p>(削除) ※第3章に記載</p>				

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																																		
	<p>○ 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。 (略)</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="157 296 1060 727"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○伝達された情報等の住民等への周知徹底 (追加)</td> <td>○被害状況等の情報収集及び県等への通報 ○即報基準に該当する災害の報告 ○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>(追加)</td> <td>○災害広報の依頼に対する協力</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 786 1060 2092"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加) (削除) ※第9章に記載されている内容</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第9章に記載されている内容</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 (追加)	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 ○即報基準に該当する災害の報告 ○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設		報道機関	(追加)	○災害広報の依頼に対する協力		区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達	(略)	(略)	第2節 被害状況等の収集・伝達	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加) (削除) ※第9章に記載されている内容	(追加)	(追加)	(追加) ※第9章に記載されている内容	<p>(削除) ※第3章に記載 (略)</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1096 281 2005 727"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</td> <td>(削除) ※第3章として記載</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>○迅速な警報の放送</td> <td>(削除) ※第3章として記載</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1096 786 2005 2092"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第3章として記載</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難の勧告・指示</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1 (2) 知事等への助言の要求 1 (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (5) 広域一時滞在に係る協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防管理者</td> <td>2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知（水防法第29条）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>3 (1) 洪水のための立退きの指示 3 (2) 地すべり等のための立退きの指示 3 (3) 通知（地すべり等防止法第25条） 3 (4) 市長への助言 3 (5) 他市町村に対する応援指示 3 (6) 広域一時滞在に係る協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察（警察官）</td> <td>4 (1) 警察官職務執行法第4条による措置 4 (2) 災害対策基本法第61条による指示 4 (3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項） (通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛隊（自衛官）</td> <td>5 (1) 避難等の措置 5 (2) 報告（自衛隊法第94条）</td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導</td> <td>市</td> <td>1 住民等の避難誘導 2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2 (2) 避難行動要支援者の避難・支援</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	(削除) ※第3章として記載		報道機関	○迅速な警報の放送	(削除) ※第3章として記載		区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除) ※第3章として記載	第2節 避難の勧告・指示	市	1 (1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1 (2) 知事等への助言の要求 1 (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (5) 広域一時滞在に係る協議		水防管理者	2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知（水防法第29条）		県（知事又は知事の命を受けた職員）	3 (1) 洪水のための立退きの指示 3 (2) 地すべり等のための立退きの指示 3 (3) 通知（地すべり等防止法第25条） 3 (4) 市長への助言 3 (5) 他市町村に対する応援指示 3 (6) 広域一時滞在に係る協議		警察（警察官）	4 (1) 警察官職務執行法第4条による措置 4 (2) 災害対策基本法第61条による指示 4 (3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項） (通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)		自衛隊（自衛官）	5 (1) 避難等の措置 5 (2) 報告（自衛隊法第94条）	第3節 住民等の避難誘導	市	1 住民等の避難誘導 2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2 (2) 避難行動要支援者の避難・支援
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																	
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 (追加)	○被害状況等の情報収集及び県等への通報 ○即報基準に該当する災害の報告 ○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設																																																																		
報道機関	(追加)	○災害広報の依頼に対する協力																																																																		
区分	機関名	主な措置																																																																		
第1節 気象警報等の伝達	(略)	(略)																																																																		
第2節 被害状況等の収集・伝達	(略)	(略)																																																																		
(追加)	(追加)	(追加) (削除) ※第9章に記載されている内容																																																																		
(追加)	(追加)	(追加) ※第9章に記載されている内容																																																																		
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																	
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	(削除) ※第3章として記載																																																																		
報道機関	○迅速な警報の放送	(削除) ※第3章として記載																																																																		
区分	機関名	主な措置																																																																		
第1節 気象警報等の伝達	(略)	(略)																																																																		
(削除)	(削除)	(削除) ※第3章として記載																																																																		
第2節 避難の勧告・指示	市	1 (1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1 (2) 知事等への助言の要求 1 (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求 1 (5) 広域一時滞在に係る協議																																																																		
	水防管理者	2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知（水防法第29条）																																																																		
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3 (1) 洪水のための立退きの指示 3 (2) 地すべり等のための立退きの指示 3 (3) 通知（地すべり等防止法第25条） 3 (4) 市長への助言 3 (5) 他市町村に対する応援指示 3 (6) 広域一時滞在に係る協議																																																																		
	警察（警察官）	4 (1) 警察官職務執行法第4条による措置 4 (2) 災害対策基本法第61条による指示 4 (3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項） (通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)																																																																		
	自衛隊（自衛官）	5 (1) 避難等の措置 5 (2) 報告（自衛隊法第94条）																																																																		
第3節 住民等の避難誘導	市	1 住民等の避難誘導 2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2 (2) 避難行動要支援者の避難・支援																																																																		
75	<p>第1節 気象情報等の伝達 2 気象予報警報等の伝達系統 (追加)</p> <p>(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統 ア～ウ (略)</p> <p>(図中) 「NTTマーケティングアクト大阪104センタ」 (注)</p>	<p>第1節 気象情報等の伝達 2 気象警報等の伝達系統 次の気象警報等の伝達は、図1～8のとおり行う。</p> <p>(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等…図1 (2) 水防警報…図2 (3) 水位周知河川の水位情報(避難判断水位(特別警戒水位)、氾濫危険水位、氾濫発生)…図3 (4) 排水調整の伝達系統…図4 (5) 土砂災害警戒情報…図5 (6) 土砂災害緊急情報の伝達系統 ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流、湛水など)…図6のア イ 大規模な土砂災害(地すべり)…図6のイ (7) 火災予防のための気象通報…図7 (図1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統 ア～ウ (略)</p> <p>(図中) 「西日本電信電話株」 (注)</p>																																																																		

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案		
	<p>2 気象庁本庁から<u>NTTマーケティングアクト大阪104センタ</u>には、警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>(2) 水防警報</p> <p>(3) 水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、<u>はん濫危険水位</u>、<u>はん濫発生</u>） 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位））、<u>はん濫危険水位</u>、<u>はん濫発生</u>）</p> <p>(4) 排水調整（藤島・小木・自才 排水ポンプ）</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報</p> <p>(6) 土砂災害緊急情報の伝達系統</p> <p>イ 大規模な土砂災害（地すべり）</p> <p>(7) 火災予防のための気象通報</p> <p>（追加）※第3章に記載されている内容</p>	<p>2 気象庁本庁から<u>西日本電信電話株式会社（NTTマーケティングアクト福岡104センタ）</u>には、<u>特別警報及び警報</u>についてのみ伝達を行う。</p> <p>(図2) 水防警報</p> <p>(図3) <u>水位周知河川の水位情報</u>（避難判断水位（特別警戒水位）、<u>氾濫危険水位</u>、<u>氾濫発生</u>） 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位））、<u>氾濫危険水位</u>、<u>氾濫発生</u>）</p> <p>(図4) 排水調整（藤島・小木・自才 排水ポンプ）</p> <p>(図5) 土砂災害警戒情報</p> <p>(図6のア) 土砂災害緊急情報の伝達系統</p> <p>(図6のイ) 大規模な土砂災害（地すべり）</p> <p>(図7) 火災予防のための気象通報</p> <p>8 異常現象の通報 災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。 なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。 また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。</p>		
(115)	<p>(第9章 避難者・帰宅困難者対策)</p> <p>(第1節 避難の勧告・指示)</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のために立退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長</u>又は知事に対して助言を求めることができる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第2節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のために立退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、<u>中部地方整備局、名古屋地方気象台</u>又は知事に対して助言を求めることができる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>		
(116)	<p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示 洪水の<u>はん濫</u>により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p>	<p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示 洪水の<u>氾濫</u>により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p>		
(118)	<p>8 避難の措置と周知 市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。また、<u>市長はインターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</u></p>	<p>8 避難の措置と周知 市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。<u>また、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</u></p>		
(122)	<p>（追加）</p> <p>9 避難の誘導等</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導（略）</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 ア～ウ（略） エ <u>避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u></p>	<p>第3節 住民等の避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導</p> <table border="1" data-bbox="1108 1647 1963 1706"> <tr> <td>実施担当</td> <td>関係各課</td> </tr> </table> <p>2 避難行動要支援者の支援</p> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導（略）</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援 ア～ウ（略） エ <u>避難後における避難行動要支援者への対応</u></p>	実施担当	関係各課
実施担当	関係各課			
(119)	<p>10 学校等の避難対策 （略）</p> <p>11 病院等の避難対策 （略）</p>	<p>3 学校等の避難対策 （略）</p> <p>4 病院等の避難対策 （略）</p>		
74	<p>第3章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災対法第50条）は、<u>気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</u></p> <p>○ 県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</p> <p>（追加）※第2章に記載されている内容</p> <p>（追加）※第2章に記載されている内容</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 災害応急対策責任者（災対法第50条）は、<u>災害に関する情報の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。</u></p> <p>○ 県、市及び関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集・伝達活動を行うものとする。</p> <p>○ 県、市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。</p> <p>○ <u>迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</u></p> <p>（略）</p>		

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																								
74	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>气象台</td> <td colspan="3">○特別警報・警報の発表・伝達</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td colspan="3">○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td colspan="3">○災害広報の依頼に対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>異常気象の発見者 市</td> <td>1 災害の発生が予想される異常な現象の通報 2 (1) 承知した異常現象の名古屋地方气象台その他関係機関への通報 2 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 2 (3) 行方不明者の情報収集 2 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 2 (5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告 2 (12) 被災者台帳の作成</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加) ※第2章として記載されている内容</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	气象台	○特別警報・警報の発表・伝達			市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)			報道機関	○災害広報の依頼に対する協力			区分	機関名	主な措置	第2節 被害状況等の収集・伝達	異常気象の発見者 市	1 災害の発生が予想される異常な現象の通報 2 (1) 承知した異常現象の名古屋地方气象台その他関係機関への通報 2 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 2 (3) 行方不明者の情報収集 2 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 2 (5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告 2 (12) 被災者台帳の作成	(追加)	(追加)	(追加) ※第2章として記載されている内容	第3節 広報	(略)	(略)	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td colspan="3">(削除) ※第2章として記載</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td colspan="3">(削除) ※第2章として記載 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td colspan="3">○災害広報の依頼に対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(削除) 市</td> <td>(削除) 1 (1) 承知した異常現象の名古屋地方气象台その他関係機関への通報 1 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1 (5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告 1 (12) 被災者台帳の作成</td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>市、防災関係機関</td> <td>通信手段の確保</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(削除)	(削除) ※第2章として記載			市	(削除) ※第2章として記載 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)			報道機関	○災害広報の依頼に対する協力			区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(削除) 市	(削除) 1 (1) 承知した異常現象の名古屋地方气象台その他関係機関への通報 1 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1 (5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告 1 (12) 被災者台帳の作成	第2節 通信手段の確保	市、防災関係機関	通信手段の確保	第3節 広報	(略)	(略)
機関名	事前	被害発生中	事後																																																							
气象台	○特別警報・警報の発表・伝達																																																									
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)																																																									
報道機関	○災害広報の依頼に対する協力																																																									
区分	機関名	主な措置																																																								
第2節 被害状況等の収集・伝達	異常気象の発見者 市	1 災害の発生が予想される異常な現象の通報 2 (1) 承知した異常現象の名古屋地方气象台その他関係機関への通報 2 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 2 (3) 行方不明者の情報収集 2 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 2 (5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告 2 (12) 被災者台帳の作成																																																								
(追加)	(追加)	(追加) ※第2章として記載されている内容																																																								
第3節 広報	(略)	(略)																																																								
機関名	事前	被害発生中	事後																																																							
(削除)	(削除) ※第2章として記載																																																									
市	(削除) ※第2章として記載 ○被害状況等の情報収集及び県等への通報 (以下、略)																																																									
報道機関	○災害広報の依頼に対する協力																																																									
区分	機関名	主な措置																																																								
第1節 被害状況等の収集・伝達	(削除) 市	(削除) 1 (1) 承知した異常現象の名古屋地方气象台その他関係機関への通報 1 (2) 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 即報基準に該当する火災、災害の報告 1 (5) 災害応急対策完了後15日以内の確定報告 1 (12) 被災者台帳の作成																																																								
第2節 通信手段の確保	市、防災関係機関	通信手段の確保																																																								
第3節 広報	(略)	(略)																																																								
75	<p>第1節 気象警報等の伝達</p>	<p>(削除) ※第2章に記載</p>																																																								
77	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>																																																								
	<p>1 発見者の通報義務</p> <p>災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。 なお、通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報する。</p>	<p>(削除) ※第2章に記載</p>																																																								
	<p>2 市の措置</p> <p>(1) 異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方气象台その他の関係機関に通報する。 (2)～(12) (略)</p>	<p>1 市の措置</p> <p>(削除) ※第2章に記載</p> <p>(1)～(11) (略)</p>																																																								
79	<p>3 被害状況等の一般的収集・伝達系統</p>	<p>2 被害状況等の一般的収集・伝達系統</p>																																																								
80	<p>4 重要な災害情報の収集伝達</p>	<p>3 重要な災害情報の収集伝達</p>																																																								
	<p>5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統</p>	<p>4 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統</p>																																																								
	<p>6 その他の情報の収集伝達</p>	<p>5 その他の情報の収集伝達</p>																																																								
	<p>7 報告の方法</p>	<p>6 報告の方法</p>																																																								
81	<p>8 被害状況の照会・共有</p>	<p>7 被害状況の照会・共有</p>																																																								
(68)	<p>(追加) ※第2章第1節に記載されている内容</p>	<p>第2節 通信手段の確保</p>																																																								
	<p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 電話、電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 非常扱いの通話 (追加)</p> <p>天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合、次に定める事項を内容とする市外通話については、すべての通話に優先して接続される。</p> <p>なお、申し込みに当たっては、あらかじめ西日本電信電話(株)名古屋支店の承認を得た災害時優先電話から市外局番なしの「102」番にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。</p> <p>① 非常扱いの電話申し込みであること</p> <p>② 登録された電話番号と機関等の名称</p> <p>③ 相手の電話番号</p> <p>④ 通話内容</p> <p>(ウ) 緊急扱いの通話 (追加)</p> <p>緊急扱いの通話は、次に掲げる事項を内容とする通話に限り、一般通話より優</p>	<p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 電話、電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(削除)</p>																																																								
		<p>(削除)</p>																																																								

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																												
82	<p>先して接続される。<u>なお、申し込みに当たっては非常扱いの通話に準ずる。</u></p> <p>(9) (略) (追加)</p> <p>(10) 県防災情報システムの使用 (略)</p> <p>第3節 広報</p> <table border="1" data-bbox="178 578 1024 629"> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広報課、協働推進課、市政戦略課</td> </tr> </table> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。 (追加)</p> <p>イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。</p> <p>(2) 広報車、航空機等</p> <p>各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。</p> <p>(3) その他</p> <p>各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や(追加)ホームページ(追加)の利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p>	実施担当	秘書広報課、協働推進課、市政戦略課	<p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>放送の依頼</u></p> <p>市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。<u>なお、この場合、知事を通じて行うものとする。</u></p> <p><u>なお、放送事業者との調整にあたっては、放送局ホットラインにより円滑な放送の依頼を確保する。</u></p> <p>(11) 県防災情報システムの使用 (略)</p> <p>第3節 広報</p> <table border="1" data-bbox="1123 578 1969 629"> <tr> <td>実施担当</td> <td>広報広聴課、協働推進課、秘書政策課</td> </tr> </table> <p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。 特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</p> <p>イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。</p> <p>(2) 広報車、航空機等</p> <p>各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。</p> <p>(3) <u>多様な情報発信の活用</u></p> <p>各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、<u>ソーシャルメディア</u>の利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</p>	実施担当	広報広聴課、協働推進課、秘書政策課																								
実施担当	秘書広報課、協働推進課、市政戦略課																													
実施担当	広報広聴課、協働推進課、秘書政策課																													
91	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5節 防災活動拠点の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5節 防災活動拠点の確保</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする<u>広域応援部隊</u>等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。</p>																												
93	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に<u>収容</u>する。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="157 1816 1066 1994"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機関関係</td> <td></td> <td>○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 (追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 2071 1066 2220"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 防災ヘリコプターの活用</td> <td>市 (追加)</td> <td>1 防災ヘリコプターの応援要請 (追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に<u>収容</u>する。</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	機関関係		○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 (追加)		区分	機関名	主な措置	第2節 防災ヘリコプターの活用	市 (追加)	1 防災ヘリコプターの応援要請 (追加)	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に<u>搬送</u>する。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1102 1816 2011 1994"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機関関係</td> <td></td> <td>○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1102 2071 2011 2220"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 航空機の活用</td> <td>市 県</td> <td>1 防災ヘリコプターの応援要請 2 航空機の運用調整</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に<u>搬送</u>する。</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	機関関係		○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力		区分	機関名	主な措置	第2節 航空機の活用	市 県	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 航空機の運用調整
機関名	事前	被害発生中	事後																											
機関関係		○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 (追加)																												
区分	機関名	主な措置																												
第2節 防災ヘリコプターの活用	市 (追加)	1 防災ヘリコプターの応援要請 (追加)																												
機関名	事前	被害発生中	事後																											
機関関係		○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力																												
区分	機関名	主な措置																												
第2節 航空機の活用	市 県	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 航空機の運用調整																												
95	<p>第2節 防災ヘリコプターの活用</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う際には、以下の点について愛知県防災局消防保安課防災航空グループあてに電話等により速報を行ったうえで、緊急出動要請書を知事に提出する。</p> <p>ア 災害の種別 (追加)</p> <p>イ 災害の発生場所</p> <p>ウ 災害発生現場の気象状況</p> <p>エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</p> <p>オ <u>災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段</u></p> <p>カ 応援に要する資機材の品目及び数</p>	<p>第2節 航空機の活用</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う際には、以下の点について愛知県防災局消防保安課防災航空グループあてに電話等により速報を行ったうえで、緊急出動要請書を知事に提出する。</p> <p>ア 災害の種別</p> <p>イ <u>防災ヘリコプターが行う活動支援の内容</u></p> <p>ウ 災害の発生場所</p> <p>エ 災害発生現場の気象状況</p> <p>オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制</p> <p>カ <u>指揮本部及び地上支援隊の無線呼出し名称</u> (削除)</p>																												

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																
96	<p>キ その他必要な事項</p> <p>(追加)</p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="157 460 1060 638"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td> ○保健活動及び心のケア (追加) → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → </td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 医療救護 4 医療救護班の派遣・編成等 (1)、(2) (略) (3) 医療及び助産の方法 ア～オ (略) カ 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。 キ (略) ク 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	市			○保健活動及び心のケア (追加) → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 →	<p>キ その他必要な事項</p> <p>2 航空機の運用調整 <u>県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。</u> <u>消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は、県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。</u></p> <p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1092 460 2005 638"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td> ○保健活動及び心のケア → ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動 → </td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 医療救護 4 医療救護班の派遣・編成等 (1)、(2) (略) (3) 医療及び助産の方法 ア～オ (略) カ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。 キ (略) ク 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	市			○保健活動及び心のケア → ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動 →
機関名	事前	被害発生中	事後															
市			○保健活動及び心のケア (追加) → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 →															
機関名	事前	被害発生中	事後															
市			○保健活動及び心のケア → ○DPATの派遣要請 ○防疫組織の編成 ○防疫活動 →															
101	<p>第2節 防疫・保健衛生 8 応援協力関係 (1)～(3) (略) (追加) (追加) (追加)</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生 8 応援協力関係 (1)～(3) (略) <u>(4) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。</u> <u>(5) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、DPATを派遣する。</u> <u>(6) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。</u></p>																
102	<p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策 ■基本方針 ○ (略) <u>○ 災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。</u> ○ (略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="157 1706 1060 1884"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 交通対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 交通対策	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第7章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策 ■基本方針 ○ (略) <u>○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。</u> ○ (略)</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1092 1706 2005 1884"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2節 道路交通規制対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 道路交通規制対策	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	機関名	主な措置																
第2節 交通対策	(略)	(略)																
	(略)	(略)																
区分	機関名	主な措置																
第2節 道路交通規制対策	(略)	(略)																
	(略)	(略)																
103	<p>第2節 交通対策 1 県警察における措置 (4) 強制排除措置 ア～ウ (略) (追加) (5) 緊急通行車両の確認等 ア、イ (略) ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。 エ (略)</p>	<p>第2節 道路交通規制対策 1 県警察における措置 (4) 強制排除措置 ア～ウ (略) <u>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</u> (5) 緊急通行車両の確認等 ア、イ (略) ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。 エ (略)</p>																
105	<p>3 自動車運転手の措置 (1)、(2) (略) (3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って、車を移動又は駐車すること。</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保 2 市における措置 (1) (略) (2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 (追加)</p>	<p>3 自動車運転手の措置 (1)、(2) (略) (3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って、車を移動等すること。</p> <p>第3節 緊急輸送道路の確保 2 市における措置 (1) (略) (2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいな場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>																

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																				
110	<p>(3) (略)</p> <p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 1 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者における措置 (2) 水防活動 ア～オ (略) カ 決壊等の通報及び決壊後の処理 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。また、決壊箇所については、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 1 水防管理者、ため池・水門等の管理者及び河川管理者における措置 (2) 水防活動 ア～オ (略) カ 決壊等の通報及び決壊後の処理 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。</p>																																																				
111	<p>第2節 防災営農 1 市、土地改良区における措置 (1) ポンプ排水による農地のたん水排除 河川等のはん濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、たん水排除を図る。なお、ポンプ排水又は堤防切開を行うに当たっては、河川管理者と事前協議を行うものとする。 (2) ～ (5) (略)</p>	<p>第2節 防災営農 1 市、土地改良区における措置 (1) ポンプ排水による農地のたん水排除 河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、たん水排除を図る。なお、ポンプ排水又は堤防切開を行うに当たっては、河川管理者と事前協議を行うものとする。 (2) ～ (5) (略)</p>																																																				
114	<p>第9章 避難者・帰宅困難者対策 ■基本方針 ○ (略) ○ (略) ○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○立退きの勧告・指示 ○避難所の開設 (略)</td> <td>○企業等に対する一斉帰宅の抑制 ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難の勧告・指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難所の開設</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所の開設 1 (2)、(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 要配慮者支援対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置 1 (5) ～(7) (略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>1 (1) 帰宅困難者発生抑制のための広報等 1 (2) (3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所対策の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業所等</td> <td>2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市	○立退きの勧告・指示 ○避難所の開設 (略)	○企業等に対する一斉帰宅の抑制 ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施		区分	機関名	主な措置	第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)	第2節 避難所の開設	市	1 (1) 避難所の開設 1 (2)、(3) (略)	第3節 要配慮者支援対策	市	1 (1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置 1 (5) ～(7) (略)	第4節 帰宅困難者対策	県、市	1 (1) 帰宅困難者発生抑制のための広報等 1 (2) (3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所対策の実施		事業所等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■基本方針 ○ (略) ○ (略) ○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。</p> <p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(削除) ○避難所の開設・運営 (略)</td> <td>○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所対策の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除) ※第2章第2節として記載</td> </tr> <tr> <td>第1節 避難所の開設・運営</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所の開設・運営 1 (2)、(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置等 1 (5) ～(7) (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑制のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所対策の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業者、学校等</td> <td>2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市	(削除) ○避難所の開設・運営 (略)	○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所対策の実施		区分	機関名	主な措置	(削除)	(削除)	(削除) ※第2章第2節として記載	第1節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 避難所の開設・運営 1 (2)、(3) (略)	第2節 要配慮者支援対策	市	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置等 1 (5) ～(7) (略)	第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑制のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所対策の実施		事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制
機関名	事前	被害発生中	事後																																																			
市	○立退きの勧告・指示 ○避難所の開設 (略)	○企業等に対する一斉帰宅の抑制 ○徒歩帰宅者に対する情報提供 ○徒歩帰宅者の救助・避難所対策の実施																																																				
区分	機関名	主な措置																																																				
第1節 避難の勧告・指示	(略)	(略)																																																				
第2節 避難所の開設	市	1 (1) 避難所の開設 1 (2)、(3) (略)																																																				
第3節 要配慮者支援対策	市	1 (1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置 1 (5) ～(7) (略)																																																				
第4節 帰宅困難者対策	県、市	1 (1) 帰宅困難者発生抑制のための広報等 1 (2) (3) 徒歩帰宅者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所対策の実施																																																				
	事業所等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制																																																				
機関名	事前	被害発生中	事後																																																			
市	(削除) ○避難所の開設・運営 (略)	○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所対策の実施																																																				
区分	機関名	主な措置																																																				
(削除)	(削除)	(削除) ※第2章第2節として記載																																																				
第1節 避難所の開設・運営	市	1 (1) 避難所の開設・運営 1 (2)、(3) (略)																																																				
第2節 要配慮者支援対策	市	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2)、(3) (略) 1 (4) 福祉避難所の設置等 1 (5) ～(7) (略)																																																				
第3節 帰宅困難者対策	県、市	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑制のための広報等 1 (2) (3) 帰宅困難者に対する情報提供 1 (4) 救助対策、避難所対策の実施																																																				
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制																																																				
115	<p>第1節 避難の勧告・指示</p>	<p>(削除) ※第2章第2節として記載</p>																																																				
120	<p>第2節 避難所の開設 1 市における措置 (1) 避難所の開設 市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容し保護するための避難所を必要に応じて開設するものとする。</p> <p>2 避難所の指定 市は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。 (1) 被害者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震・耐火の建築物があるか、又は仮設住宅、幕舎等を設置することが可能な規模を有するものとする。 (2) 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がないものとする。 (3) 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にあるものとする。 (4) 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がないところとする。 (5) 洪水、高潮等による被害がないと見込まれる地域にあるものとする。 (6) 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められるところとする。 (7) その他、被災者が生活する上で、市が適すと認める場所であるものとする。</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (1) 避難所の開設 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等を被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</p> <p>(削除)</p>																																																				

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
122	<p>3 避難所の運営</p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員を常駐させ、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 (追加) ※ (13) で記載されている内容</p> <p>(1) <u>必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>各避難所に収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) 避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p> <p>(5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 常に災害対策本部と情報連絡を行い、避難者に対する災害情報の伝達、応急対策実施状況の周知徹底を行い、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 (追加) ※ (12) に記載されている内容</p> <p>(追加)</p> <p>(7) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、<u>収容された被災者に対し、必要に応じて次の救援を行う。なお、必要に応じて福祉施設への入所、避難者に対する各種相談業務、負傷者に対する応急医療、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。</u></p> <p>(8) 給水・給食・毛布・衣料・日用品、その他当面必要とされる物質の支給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 (追加)</p> <p>(9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、<u>健全者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者</u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。</p> <p>(10) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>(11) 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> <p>(12) <u>自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活にかかわる情報を避難所にも提供するように努めること。</u></p> <p>(13) <u>事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「市避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</u></p> <p>(14) 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>4 災害救助法の適用の場合の経費負担</p> <p>第3節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> (略)</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u> (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>(7) <u>外国人への情報の提供と収集</u> 市国際交流協会、各種ボランティア団体や外国人集住都市会議と連携し、通訳ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに必要な</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員を常駐させ、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 (1) <u>避難所運営マニュアルに基づく避難所運営</u> 県が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。</p> <p>(2) <u>避難者の把握</u> 必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、<u>避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>避難所が危険になった場合の対応</u> 避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) <u>避難者ニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</u> 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p> <p>(5) <u>避難所運営における女性の参画等</u> 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) <u>避難者への情報提供</u> 常に災害対策本部と情報連絡を行い、避難者に対する災害情報の伝達、応急対策実施状況の周知徹底を行い、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。<u>特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活にかかわる情報を避難所にも提供するように努めること。</u> また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に<u>配慮すること。</u></p> <p>(7) <u>要配慮者への支援</u> 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、必要に応じて次の救援を行う。なお、必要に応じて福祉施設への入所、避難者に対する各種相談業務、負傷者に対する応急医療、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。</p> <p>(8) <u>物資の配給等避難者への生活支援</u> 給水・給食・毛布・衣料・日用品、その他当面必要とされる物質の支給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 なお、<u>食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</u></p> <p>(9) <u>避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</u> 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。</p> <p>(10) <u>避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>(11) <u>ペットの取扱</u> 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 (削除) ※ (6) で記載</p> <p>(削除) ※前段は第2編第9章で記載 後段は、(1)に記載</p> <p>(12) <u>公衆衛生の向上のための事業者団体への要請</u> 市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</p> <p>3 災害救助法の適用の場合の経費負担</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(削除) ※第2章第3節に記載</p> <p>(削除) ※第2章第3節に記載</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</u> 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p>

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
123	<p><u>支援情報を収集する。</u></p> <p>第4節 帰宅困難者対策 1 県及び市における措置 (1) 県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>(3) 県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業所の責務等</u>、必要な広報に努める。</p> <p>(4) 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、<u>避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策</u>を図る。</p> <p>2 事業所等における措置 事業所や学校などの組織があるところは、災害時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>3 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、<u>安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</u> また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> <p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 2 主食等の備蓄 (1) (略) (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分程度の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。</p> <p>4 米穀の原料調達 (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。 (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 (追加)</p>	<p><u>ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u> <u>イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> <u>ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u> <u>エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p> <p>第3節 帰宅困難者対策 1 県及び市における措置 (1) 「<u>むやみに移動（帰宅）を開始しない</u>」旨の広報及び滞在場所の確保等 県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉を帰宅の抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</u>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。 (2) <u>災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供</u> 県及び市は、<u>安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、</u>企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。 (3) <u>その他帰宅困難者への広報</u> 県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、<u>事業者の責務等</u>、必要な広報に努める。 (4) <u>帰宅途中で救援が必要になった人等の対策</u> 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、<u>避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策</u>を図る。</p> <p>2 事業者や学校等における措置 事業者や学校などは、災害時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</p> <p>(削除) ※第2編第9章で記載</p> <p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 2 主食等の備蓄 (1) (略) (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日以上（可能な限り1週間分程度）の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。</p> <p>4 米穀の原料調達 (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。 (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（生産局）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 <u>(4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。</u></p>
126	<p>第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 第2節 廃棄物処理計画 1 市における措置 (1) 災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「環境省防災業務計画」により、災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成する等、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、被害状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。 (2)～(4) (略)</p>	<p>第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 第2節 廃棄物処理計画 1 市における措置 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 市は、<u>災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。</u>また、災害時には、被害状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。 (2)～(4) (略)</p>
129	<p>第12章 遺体の取扱 ■基本方針 ○ 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)するものとする。 (追加)</p>	<p>第12章 遺体の取扱 ■基本方針 ○ 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。 ○ <u>遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。</u></p>

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																																																										
133	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td></td> <td>○検視（見分）の実施 ○県歯科医師会への応援要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の搜索</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 遺体の処置</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) ～(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>2(1) 検視（見分）の実施 2(2) 歯科医師会への応援要請</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 遺体の搜索 1 市における措置 (2) 検視（見分） 遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（見分）を得る。現場での検視（見分）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 (追加)</p> <p>第2節 遺体の処理 1 市における措置 (2) 遺体の検視（見分）及び検案 警察官の遺体の検視（見分）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。 (3) 遺体の洗浄等 検視（見分）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	市			(略)	警察			○検視（見分）の実施 ○県歯科医師会への応援要請	区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求	第2節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) ～(5) (略)	警察	2(1) 検視（見分）の実施 2(2) 歯科医師会への応援要請	第3節 遺体の埋火葬	市	(略)	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td></td> <td>○検視（調査）の実施 ○県歯科医師会への応援要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の搜索</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 遺体の処置</td> <td>市</td> <td>1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) ～(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 歯科医師会への応援要請</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 遺体の搜索 1 市における措置 (2) 検視（調査） 遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。 ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p> <p>第2節 遺体の処理 1 市における措置 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。 (3) 遺体の洗浄等 検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>2 警察における措置 (1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。 (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また必要に応じて歯科医師会に応援を要請する。</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	市			(略)	警察			○検視（調査）の実施 ○県歯科医師会への応援要請	区分	機関名	主な措置	第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求	第2節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) ～(5) (略)	警察	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 歯科医師会への応援要請	第3節 遺体の埋火葬	市	(略)																						
	機関名	事前	被害発生中	事後																																																																								
	市			(略)																																																																								
警察			○検視（見分）の実施 ○県歯科医師会への応援要請																																																																									
区分	機関名	主な措置																																																																										
第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視（見分） 1(3) 応援要求																																																																										
第2節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（見分）及び検案 1(3) ～(5) (略)																																																																										
	警察	2(1) 検視（見分）の実施 2(2) 歯科医師会への応援要請																																																																										
第3節 遺体の埋火葬	市	(略)																																																																										
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																									
市			(略)																																																																									
警察			○検視（調査）の実施 ○県歯科医師会への応援要請																																																																									
区分	機関名	主な措置																																																																										
第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求																																																																										
第2節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) ～(5) (略)																																																																										
	警察	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 歯科医師会への応援要請																																																																										
第3節 遺体の埋火葬	市	(略)																																																																										
134	<p>2 警察における措置 (1) 収容した遺体について検視（見分）を実施する。検視（見分）を行わずに収容された遺体については、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。 (2) 身元識別のため必要があるときは、歯科医師会に応援を要請する。</p>	<p>2 警察における措置 (1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。 (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また必要に応じて歯科医師会に応援を要請する。</p>																																																																										
	<p>第14章 ライフライン施設の応急対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東邦ガス LPガス協会</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) ※第2章に記載されている内容</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 下水道施設対策</td> <td>下水道管理者</td> <td>1(1) 応急復旧活動の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) ※第2章に記載されている内容</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		東邦ガス LPガス協会		(略)		区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施	<p>第14章 ライフライン施設の応急対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東邦ガス LPガス協会</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTT西日本</td> <td></td> <td>○重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td></td> <td>○放送事業の継続</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便事業者</td> <td></td> <td>○郵便事業の継続</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 下水道施設対策</td> <td>下水道管理者</td> <td>1(1) 応急復旧活動の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5節 通信施設の応急措置</td> <td>電気通信事業者、移動通信事業者</td> <td>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td> </tr> <tr> <td>市、防災関係機関</td> <td>3 専用通信施設の応急措置</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>4 放送事業の継続</td> </tr> <tr> <td>第6節</td> <td>日本郵便株式</td> <td>郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		東邦ガス LPガス協会		(略)		NTT西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消		放送事業者		○放送事業の継続		郵便事業者		○郵便事業の継続		区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施	第5節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消	市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置	放送事業者	4 放送事業の継続	第6節	日本郵便株式	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持										
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																									
(略)		(略)																																																																										
東邦ガス LPガス協会		(略)																																																																										
区分	機関名	主な措置																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施																																																																										
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																									
(略)		(略)																																																																										
東邦ガス LPガス協会		(略)																																																																										
NTT西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消																																																																										
放送事業者		○放送事業の継続																																																																										
郵便事業者		○郵便事業の継続																																																																										
区分	機関名	主な措置																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施																																																																										
第5節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消																																																																										
	市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置																																																																										
	放送事業者	4 放送事業の継続																																																																										
第6節	日本郵便株式	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持																																																																										
138	<p>第14章 ライフライン施設の応急対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東邦ガス LPガス協会</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) ※第2章に記載されている内容</p> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 下水道施設対策</td> <td>下水道管理者</td> <td>1(1) 応急復旧活動の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5節 通信施設の応急措置</td> <td>電気通信事業者、移動通信事業者</td> <td>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td> </tr> <tr> <td>市、防災関係機関</td> <td>3 専用通信施設の応急措置</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>4 放送事業の継続</td> </tr> <tr> <td>第6節</td> <td>日本郵便株式</td> <td>郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		東邦ガス LPガス協会		(略)		区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施	第5節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消	市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置	放送事業者	4 放送事業の継続	第6節	日本郵便株式	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持	<p>第14章 ライフライン施設の応急対策 ■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東邦ガス LPガス協会</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTT西日本</td> <td></td> <td>○重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td></td> <td>○放送事業の継続</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便事業者</td> <td></td> <td>○郵便事業の継続</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 下水道施設対策</td> <td>下水道管理者</td> <td>1(1) 応急復旧活動の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5節 通信施設の応急措置</td> <td>電気通信事業者、移動通信事業者</td> <td>1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消</td> </tr> <tr> <td>市、防災関係機関</td> <td>3 専用通信施設の応急措置</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>4 放送事業の継続</td> </tr> <tr> <td>第6節</td> <td>日本郵便株式</td> <td>郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)		(略)		東邦ガス LPガス協会		(略)		NTT西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消		放送事業者		○放送事業の継続		郵便事業者		○郵便事業の継続		区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施	第5節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消	市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置	放送事業者	4 放送事業の継続	第6節	日本郵便株式	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																									
(略)		(略)																																																																										
東邦ガス LPガス協会		(略)																																																																										
区分	機関名	主な措置																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施																																																																										
第5節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消																																																																										
	市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置																																																																										
	放送事業者	4 放送事業の継続																																																																										
第6節	日本郵便株式	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持																																																																										
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																									
(略)		(略)																																																																										
東邦ガス LPガス協会		(略)																																																																										
NTT西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消																																																																										
放送事業者		○放送事業の継続																																																																										
郵便事業者		○郵便事業の継続																																																																										
区分	機関名	主な措置																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																										
第4節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施																																																																										
第5節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消																																																																										
	市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置																																																																										
	放送事業者	4 放送事業の継続																																																																										
第6節	日本郵便株式	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持																																																																										

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案			
139	<p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力株式会社における措置</p> <p>(4) 応急復旧活動の実施</p> <p>ア 優先的に復旧する施設及び設備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 利用者側</p> <p>① 人命にかかわる病院</p> <p>② 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設</p> <p>イ 復旧方法 (略)</p> <p>(追加)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1102 103 1260 192">郵便業務の応急措置</td> <td data-bbox="1270 103 1438 192">会社</td> <td data-bbox="1449 103 1995 192"></td> </tr> </table>	郵便業務の応急措置	会社	
郵便業務の応急措置	会社				
(71)	<p>(追加) ※第2章第3節に記載されている内容</p> <p>1 西日本電信電話株式会社における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な防災関係機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 電力施設対策</p> <p>1 中部電力株式会社における措置</p> <p>(4) 応急復旧活動の実施</p> <p>ア 優先的に復旧する施設及び設備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 利用者側</p> <p>① 人命にかかわる病院</p> <p>② 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、<u>自衛隊</u>、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設</p> <p>イ 復旧方法 (略)</p> <p>ウ <u>関係機関との連携</u></p> <p><u>路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。</u></p> <p>第5節 通信施設の応急対策</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な防災関係機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>			
(72)	<p>2 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>3 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>4 放送事業者における措置</p> <p>(略)</p>	<p>2 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社における措置</p> <p>(略)</p> <p>3 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>4 放送事業者における措置</p> <p>(略)</p>			
(72)	<p>(追加) ※第2章第4節に記載されている内容</p> <p>1 日本郵便株式会社の措置</p>	<p>第6節 郵便業務の応急措置</p> <p>1 日本郵便株式会社の措置</p>			
144	<p>第15章 航空災害対策</p> <p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>(1) 飛行場内で事故が発生した場合（関係分）</p> <p>(図中)</p> <p><u>航空自衛隊小牧基地</u></p> <p>(2) 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合（関係分）</p> <p>(図中)</p> <p><u>航空自衛隊小牧基地</u></p>	<p>第15章 航空災害対策</p> <p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p> <p>(1) 飛行場内で事故が発生した場合（関係分）</p> <p>図中</p> <p><u>名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地）</u></p> <p>(2) 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合（関係分）</p> <p>(図中)</p> <p><u>名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地）</u></p>			
146	<p>2 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等</p> <p>多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関で組織された医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等</p> <p>多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関で組織された医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の<u>避難所及び遺体安置所</u>等の設置又は手配を行う。</p> <p>(略)</p>			
149	<p>第16章 鉄道災害対策</p> <p>2 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等</p> <p>多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム（DMAT）を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて応急救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第16章 鉄道災害対策</p> <p>2 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等</p> <p>多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム（DMAT）を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて応急救護所、<u>避難所及び遺体安置所</u>等の設置又は手配を行う。</p> <p>(略)</p>			
	<p>第17章 道路災害対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等</p> <p>多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班を現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の<u>収容所及び遺体収容所</u>等の配置又は手配を行う。大規模道路災害が発生した場合は、地元医療機関等の医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム（DMAT）を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて応急救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p>	<p>第17章 道路災害対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等</p> <p>多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班を現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<u>避難所及び遺体安置所</u>等の配置又は手配を行う。大規模道路災害が発生した場合は、地元医療機関等の医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム（DMAT）を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて応急救護所、<u>避難所及び遺体安置所</u>等の設置又は手配を行う。</p>			
158	<p>第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p> <p>第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p>	<p>第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p> <p>第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p>			

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																								
	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県における主な措置</p> <p>(4) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。 (略) (追加)</p> <p>3 市における措置</p> <p>(5) 広域避難活動 国からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し<u>収容先</u>の提供及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。 (略)</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構		(略)		<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力開発機構</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県における主な措置</p> <p>(4) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 ア 国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。 (略) イ 県は、モニタリング結果の公表にあたっては、県民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。</p> <p>3 市における措置</p> <p>(5) 広域避難活動 国からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し<u>避難所</u>の提供及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。 (略)</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力開発機構		(略)									
機関名	事前	被害発生中	事後																							
中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構		(略)																								
機関名	事前	被害発生中	事後																							
中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力開発機構		(略)																								
165	<p>第21章 大規模な火事災害対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「<u>避難者・帰宅困難者対策</u>」の定めにより実施する。 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等 多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<u>被災者の収容所及び遺体収容所</u>等の設置又は手配を行う。 (略)</p>	<p>第21章 大規模な火事災害対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「<u>避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</u>」の定めにより実施する。 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等 多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<u>避難所及び遺体安置所</u>等の設置又は手配を行う。 (略)</p>																								
167	<p>第22章 林野火災対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「<u>避難者・帰宅困難者対策</u>」の定めにより実施する。 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等 多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<u>被災者の収容所及び遺体収容所</u>等の設置又は手配を行う。 (略)</p>	<p>第22章 林野火災対策</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 避難勧告・指示等 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、第9章「<u>避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</u>」の定めにより実施する。 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等 多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<u>避難所及び遺体安置所</u>等の設置又は手配を行う。 (略)</p>																								
172	<p>第24章 住宅対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。(追加)</p> <p>○ (略) (追加)</p>	<p>第24章 住宅対策</p> <p>■基本方針</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。<u>応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。</u></p>																								
	<p>■主な機関の応急措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td>(略) 《公営・民間住宅等への一時入居》 (略) 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の建設》 ○<u>応援協力の要請</u> ○建設用地の確保 ○<u>入居意向調査の実施</u> 《住宅の応急修理》 ○<u>応援協力の要請</u> ○<u>応急修理の実施</u> (追加)</td> </tr> <tr> <td>住宅供給公社 都市再生機構</td> <td></td> <td></td> <td>《公営・民間住宅等への一時入居》 (追加) ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○<u>応援協力の要請</u> ○一時入居の開始</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市			(略) 《公営・民間住宅等への一時入居》 (略) 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の建設》 ○ <u>応援協力の要請</u> ○建設用地の確保 ○ <u>入居意向調査の実施</u> 《住宅の応急修理》 ○ <u>応援協力の要請</u> ○ <u>応急修理の実施</u> (追加)	住宅供給公社 都市再生機構			《公営・民間住宅等への一時入居》 (追加) ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○ <u>応援協力の要請</u> ○一時入居の開始	<p>■主な機関の応急措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td>(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 (略) 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 ○<u>設置の要請</u> ○建設用地の確保 ○<u>入居者の選定・運営管理</u> 《住宅の応急修理》 ○<u>応援協力の要請</u> ○<u>応急修理の実施の補助</u> 《障害物の除去》 ○<u>障害物の除去の実施</u></td> </tr> <tr> <td>住宅供給公社 都市再生機構</td> <td></td> <td></td> <td>《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○<u>県からの応援協力の要請</u> ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 (削除) ○一時入居の開始</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市			(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 (略) 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 ○ <u>設置の要請</u> ○建設用地の確保 ○ <u>入居者の選定・運営管理</u> 《住宅の応急修理》 ○ <u>応援協力の要請</u> ○ <u>応急修理の実施の補助</u> 《障害物の除去》 ○ <u>障害物の除去の実施</u>	住宅供給公社 都市再生機構			《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○ <u>県からの応援協力の要請</u> ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 (削除) ○一時入居の開始
機関名	事前	被害発生中	事後																							
市			(略) 《公営・民間住宅等への一時入居》 (略) 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の建設》 ○ <u>応援協力の要請</u> ○建設用地の確保 ○ <u>入居意向調査の実施</u> 《住宅の応急修理》 ○ <u>応援協力の要請</u> ○ <u>応急修理の実施</u> (追加)																							
住宅供給公社 都市再生機構			《公営・民間住宅等への一時入居》 (追加) ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○ <u>応援協力の要請</u> ○一時入居の開始																							
機関名	事前	被害発生中	事後																							
市			(略) 《公共賃貸住宅等への一時入居》 (略) 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 ○ <u>設置の要請</u> ○建設用地の確保 ○ <u>入居者の選定・運営管理</u> 《住宅の応急修理》 ○ <u>応援協力の要請</u> ○ <u>応急修理の実施の補助</u> 《障害物の除去》 ○ <u>障害物の除去の実施</u>																							
住宅供給公社 都市再生機構			《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○ <u>県からの応援協力の要請</u> ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 (削除) ○一時入居の開始																							

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																								
	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去</td> <td>市</td> <td>1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 住宅の応急修理 1 (3) 障害物の除去 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去	市	1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 住宅の応急修理 1 (3) 障害物の除去 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求	<p>■主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 応急仮設住宅 の設置及び管 理運営</td> <td>市 県</td> <td>(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営 (1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ</td> </tr> <tr> <td>第5節 住宅の応急修 理</td> <td>市 県</td> <td>1 応急修理に関する補助事務 2 (1) 応急修理の実施 2 (2) 応援協力の要請</td> </tr> <tr> <td>第6節 障害物の除去</td> <td>市 県</td> <td>1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 応援協力の要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第4節 応急仮設住宅 の設置及び管 理運営	市 県	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営 (1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ	第5節 住宅の応急修 理	市 県	1 応急修理に関する補助事務 2 (1) 応急修理の実施 2 (2) 応援協力の要請	第6節 障害物の除去	市 県	1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 応援協力の要請
区分	機関名	主な措置																								
(略)	(略)	(略)																								
第4節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去	市	1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 住宅の応急修理 1 (3) 障害物の除去 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求																								
区分	機関名	主な措置																								
(略)	(略)	(略)																								
第4節 応急仮設住宅 の設置及び管 理運営	市 県	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営 (1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 民間賃貸住宅の借上げ																								
第5節 住宅の応急修 理	市 県	1 応急修理に関する補助事務 2 (1) 応急修理の実施 2 (2) 応援協力の要請																								
第6節 障害物の除去	市 県	1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 応援協力の要請																								
173	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</p> <p>県、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 応援協力の要請</p> <p>被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他市町村に被災者の受入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。</p>	<p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</p> <p>県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p>また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。</p> <p>(5) 他の都道府県への応援協力の要請</p> <p>被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他市町村に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。</p>																								
174	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設</p> <p>ア 建設場所の選定</p> <p>(ア) 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書（附属資料：様式第39号）を取り交わすこと。</p> <p>(イ) 応急仮設住宅建設のための用地をあらかじめ確保するため、国、県及び市の公有地や、企業等の私有地を選定しておく。</p> <p>(ウ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。</p> <p>イ 設置方法</p> <p>被災者から入居申請書（附属資料：様式第40号）を提出させ選考の上、建設必要戸数を算出し、所定の設計書に基づいて建築業者に請負わせる。この方法は市の会計規則による。</p> <p>ウ 入居者の選定並びに供与</p> <p>(ア) 災害により住家を滅失し、居住する仮住家もなく、また自力で住家を確保できない者である。</p> <p>選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聴き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。</p> <p>入居必要度の高い者として例示すれば次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護法による被保護者並びに要保護者 特定の資産のない失業者 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者 特定の資産のない勤労者 特定の資産のない小企業者 前各号に準ずる経済的弱者 <p>(イ) 供与に当たっては入居者に対し、この建物が被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であり、その目的が達せられたときは撤去されるべきものであることを十分承知させ、場合によっては入居者との間に応急仮設住宅入居契約（附属資料：様式第41号）を結ぶものとする。</p> <p>また、引き続き住宅のあっせんを積極的に行い、なるべく早い機会にこれらの者を住宅へ転居させるよう措置を講じるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公営住宅への入居あっせん 独立行政法人住宅金融支援機構資金借入れの指導 その他 <p>エ 管理運営及び処分</p> <p>(ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参</p>	<p>(削除)</p> <p>第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 市及び県における措置</p> <p>県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。</p> <p>応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</p> <p>(1) 応援協力の要請</p> <p>市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</p> <p>県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p>(2) 建設用地の選定</p> <p>ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地等の順に選定し、報告する。</p> <p>なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書（附属資料：様式第39号）を取り交わすものとする。</p> <p>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。</p> <p>ア 建物の規模及び費用</p> <p>(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。</p> <p>ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、県において市と調整を図ったうえで、その規模及び費用の追加ができるものとする。</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p> <p>イ 建設の時期</p> <p>災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>ウ 建設方法</p> <p>所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当</p>																								

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
	<p><u>画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、一般賃貸住宅への切替え、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。なお、住宅の切替えについて国有財産特別措置法第3条の規定を受けることとなる。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 住宅の応急修理 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。</p>	<p><u>該事務を行うことができる。</u></p> <p><u>市は、被災者から入居申請書（附属資料：様式第40号）を提出させ選考の上、建設必要戸数を算出し、所定の設計書に基づいて建築業者に請負わせる。この方法は市の会計規則による。</u></p> <p><u>(4) 賃貸住宅の借上げ</u></p> <p><u>県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</u></p> <p><u>(5) 被災者の入居及び管理運営</u></p> <p><u>市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u></p> <p><u>ア 入居対象者</u></p> <p><u>地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。なお、選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聴き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。</u></p> <p><u>(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</u></p> <p><u>(イ) 居住する住家がない者であること。</u></p> <p><u>(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。</u></p> <p><u>イ 入居者の選定</u></p> <p><u>応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。入居必要度の高い者として対象者を次のとおり例示する。</u></p> <p><u>① 生活保護法による被保護者並びに要保護者</u></p> <p><u>② 特定の資産のない失業者</u></p> <p><u>③ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯</u></p> <p><u>④ 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者</u></p> <p><u>⑤ 特定の資産のない勤労者</u></p> <p><u>⑥ 特定の資産のない小企業者</u></p> <p><u>⑦ 前各号に準ずる経済的弱者</u></p> <p><u>ウ 管理運営</u></p> <p><u>(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。</u></p> <p><u>(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p> <p><u>エ 供与の期間等</u></p> <p><u>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。また、住宅の切替えについて国有財産特別措置法第3条の規定を受けることとなる。</u></p> <p><u>また、供与に当たっては入居者に対し、この建物が被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であり、その目的が達せられたときは撤去されるべきものであることを十分承知させ、場合によっては入居者との間に応急仮設住宅入居契約（附属資料：様式第41号）を結ぶものとする。</u></p> <p><u>また、引き続き住宅のあっせんを積極的に行い、なるべく早い機会にこれらの者を住宅へ転居させるよう措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>① 公営住宅への入居あっせん</u></p> <p><u>② 独立行政法人住宅金融支援機構資金借入れの指導</u></p> <p><u>③ その他</u></p> <p>2 災害救助法の適用</p> <p><u>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p><u>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</u></p> <p>3 記録等</p> <p><u>(1) 応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合</u></p> <p><u>ア 応急仮設住宅入居者台帳（附属資料：様式第44号）</u></p> <p><u>イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約</u></p> <p><u>ウ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等</u></p> <p><u>エ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証書書類</u></p> <p>第5節 住宅の応急修理</p> <p>1 市及び県における措置</p> <p><u>(1) 応急修理の実施</u></p> <p><u>県は災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。被災住宅の応急修理は、居住の</u></p>
175		

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案																																										
	ア～キ（略） （追加） （追加）	ために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。 ア～キ（略） 2 市における措置 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供を行う。 3 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行規則による。 (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。																																										
176	(3) 障害物の除去 被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。 ア～カ（略） (4) 他市町村又は県に対する応援要求 市は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合には、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要請する。	第6節 障害物の除去 <table border="1"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>建築課</td> </tr> </table> 1 市における措置 (1) 障害物の除去 被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。 ア～カ（略） (4) 他市町村又は県に対する応援要求 市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合には、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要請する。	実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）	実施担当	建築課																																						
実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）																																											
実施担当	建築課																																											
177	2 災害救助法の適用の場合の経費負担 応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去のために支出する費用は県施行細則に定める限度額で、県負担とする。 災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、障害物の除去については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。 （略）	2 災害救助法の適用の場合の経費負担 応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去のために支出する費用は県施行細則に定める限度額で、県負担とする。 災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、「1 市における措置」については市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。 （略）																																										
178	第25章 文教災害対策 ■主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○予警報の把握・伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>私立学校設置者（管理者）</td> <td>○予警報の把握・伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> ■主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置</td> <td>市、私立学校設置者（管理者）</td> <td>1 (1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達 1 (2) 臨時休業等の措置 1 (3) 避難等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市	○予警報の把握・伝達	(略)	(略)	私立学校設置者（管理者）	○予警報の把握・伝達	(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置	市、私立学校設置者（管理者）	1 (1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達 1 (2) 臨時休業等の措置 1 (3) 避難等	(略)	(略)	(略)	第25章 学校における対策 ■主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○気象警報等の把握・伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>私立学校設置者（管理者）</td> <td>○気象警報等の把握・伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> ■主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難の措置</td> <td>市、私立学校設置者（管理者）</td> <td>1 (1) 気象警報等の把握・伝達 1 (2) 臨時休業等の措置 1 (3) 避難等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市	○気象警報等の把握・伝達	(略)	(略)	私立学校設置者（管理者）	○気象警報等の把握・伝達	(略)	(略)	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難の措置	市、私立学校設置者（管理者）	1 (1) 気象警報等の把握・伝達 1 (2) 臨時休業等の措置 1 (3) 避難等	(略)	(略)	(略)
機関名	事前	被害発生中	事後																																									
市	○予警報の把握・伝達	(略)	(略)																																									
私立学校設置者（管理者）	○予警報の把握・伝達	(略)	(略)																																									
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置	市、私立学校設置者（管理者）	1 (1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達 1 (2) 臨時休業等の措置 1 (3) 避難等																																										
(略)	(略)	(略)																																										
機関名	事前	被害発生中	事後																																									
市	○気象警報等の把握・伝達	(略)	(略)																																									
私立学校設置者（管理者）	○気象警報等の把握・伝達	(略)	(略)																																									
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難の措置	市、私立学校設置者（管理者）	1 (1) 気象警報等の把握・伝達 1 (2) 臨時休業等の措置 1 (3) 避難等																																										
(略)	(略)	(略)																																										
179	第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置 1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置 (1) 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難の措置 1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置 (1) 気象警報等の把握・伝達																																										
186	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他資金等による支援</td> <td>生活再建支援法人</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 災害公営住宅の建設 1 (3) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他資金等による支援	生活再建支援法人	(略)	第2節 住宅等対策	市	1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 災害公営住宅の建設 1 (3) 被災住宅等の復旧相談	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 義援金その他資金等による支援</td> <td>被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>(削除) 1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 義援金その他資金等による支援	被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）	(略)	第2節 住宅等対策	市	(削除) 1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談																								
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 義援金その他資金等による支援	生活再建支援法人	(略)																																										
第2節 住宅等対策	市	1 (1) 応急仮設住宅の建設 1 (2) 災害公営住宅の建設 1 (3) 被災住宅等の復旧相談																																										
区分	機関名	主な措置																																										
第1節 義援金その他資金等による支援	被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）	(略)																																										
第2節 住宅等対策	市	(削除) 1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 被災住宅等の復旧相談																																										
188	第1節 義援金その他資金等による支援 4 被災者生活再建支援法人における措置	第1節 義援金その他資金等による支援 4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）における措置																																										
189	第2節 住宅等対策 1 市における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居	第2節 住宅等対策 1 市における措置 (削除)																																										

頁	現行（平成26年11月修正）	修正案
	<p>住の安定を図る。（第3編 第25章「住宅対策」参照）</p> <p>（2）災害公営住宅の建設 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、県が市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>（3）被災住宅等の復旧相談 被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p>	<p>（1）災害公営住宅の建設 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>（2）被災住宅等の復旧相談 被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p>